

## 17) 居住と滞在の違い

	居住・Reside (生活の拠点が日本)	滞在・Stay (生活の拠点が外国)
日本国籍保有者	自由	自由(無期限)
外国籍保有者	在留許可が必要	観光ビザで通常3ヶ月以内

\* 日本に居住する場合は、国籍を問わず居住地の役所に住民登録をして、社会保険、即ち、健康保険(生涯)・介護保険(40歳以上)・年金保険(20歳～60歳)に加入義務有り。  
([日本と外国との社会保障協定](#)での例外有り。)

\* 日本の住民登録をすると、自動的に[マイナンバー](#)(個人識別番号)が付与される。マイナンバーは一生涯不変。マイナンバーカードの取得は任意。再度海外へ転出の場合は、要返却。

\* 居住期間中は、日本の居住者として、国内・海外を問わず、所得額に応じて住民税・所得税を支払う義務有り。( [日本と外国との租税条約](#)での例外有り。)

## 17) 居住と滞在の違い

### 日本のビザの種類

#### \* 短期滞在

外国籍の人の短期滞在(観光・商用・知人・親族訪問等の90日以内の滞在で無報酬の場合は、ビザ不要(例外は、中国、ロシア、CIS、フィリピン、ベトナム等))

#### \* 就労・長期滞在

高度専門職・就業・一般・特定(配偶者・定住者・特定活動)・起業・外交・公用

詳しくは[こちら](#)



## 17) 居住と滞在の違い

海外在留邦人が日本に一時帰国して、住民登録をして日本の健康保険の適用を受けたい場合、地方自治体によって対応が異なる為、要注意

ある地方自治体では、短期滞在(2~3ヶ月)の場合は住民登録を認めず、最低でも6か月は居住する旨の念書を提出する様求められたケースがあるとの事

別の地方自治体では、日本国籍所有者が海外から転入して住民登録をする場合、日本にどの位居住予定かを確認する事はないと明言

(日本国憲法第22条)

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。  
2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

## 17) 居住と滞在の違い

\* 日本の税務上、日本の居住者か非居住者か、そして日本と諸外国とで二重課税防止の租税条約を締結しているかによって所得税・譲渡所得税・贈与税・相続税等の納税国が異なる

\* 日本の税務上の居住者か非居住者かは、単に日本に住民登録しているか否かは判断材料の一つでは有るが、それのみで判断されず、本人の「**生活の本拠**」の実態が日本か海外か以下の要因によって総合的に判断される

- 1) 日本・海外の滞在日数
- 2) 家族の生活の場所
- 3) 本人の職業
- 4) 資産の場所
- 5) その他の要因



<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2875.htm>